

議案第 53 号

前橋市市税条例の改正について

令和元年 5 月 30 日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市市税条例の一部を改正する条例

第 1 条 前橋市市税条例（昭和 26 年前橋市条例第 302 号）の一部を次のように改正する。

第 39 条の 6 第 1 項前段中「においては、法第 314 条の 7 第 1 項」を「には、同項」に、「同項第 1 号に掲げる寄附金」を「同条第 2 項に規定する特例控除対象寄附金」に改め、同条第 2 項中「第 314 条の 7 第 2 項」を「第 314 条の 7 第 1 1 項」に改める。

附則第 3 条中「平成 34 年度」を「令和 4 年度」に改める。

附則第 4 条第 1 項中「平成 33 年度」を「令和 3 年度」に改める。

附則第 5 条の 3 の 2 第 1 項中「平成 45 年度」を「令和 15 年度」に、「平成 33 年」を「令和 3 年」に改める。

附則第 5 条の 4 中「第 314 条の 7 第 2 項第 2 号」を「第 314 条の 7 第 1 1 項第 2 号」に改める。

附則第 6 条の前の見出し中「寄附金控除額」を「寄附金税額控除」に改め、同条第 1 項中「によって」を「により」に、「第 314 条の 7 第 1 項第 1 号に掲げる寄附金」を「第 314 条の 7 第 2 項に規定する特例控除対象寄附金」に、「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「地方団体の長」を「都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長（次項及び第 3 項において「都道府県知事等」という。）」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「地方団体の長」を「都道府県知事等」に改める。

附則第 6 条の 2 中「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「においては」を「には」に改める。

附則第 8 条の 2 第 1 項各号列記以外の部分及び第 2 項前段並びに附則第 11 条の見出し中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に改める。

附則第 11 条の 2 の見出し中「平成 31 年度又は平成 32 年度」を「令和元年度又は令和 2 年度」に改め、同条第 1 項中「平成 31 年度分又は平成 32 年度分」

を「令和元年度分又は令和２年度分」に改め、同条第２項中「平成３１年度適用土地又は平成３１年度類似適用土地」を「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」に、「平成３２年度分」を「令和２年度分」に改める。

附則第１２条の前の見出し及び同条、附則第１２条の３並びに附則第１３条（見出しを含む。）中「平成３２年度」を「令和２年度」に改める。

附則第１５条の５第１項中「平成３２年度」を「令和２年度」に改め、同条第２項中「平成３３年３月３１日」を「令和３年３月３１日」に改める。

附則第１６条第２項から第４項までの規定中「平成３１年度分」を「令和元年度分」に改める。

附則第２１条（見出しを含む。）及び第２２条（見出しを含む。）中「平成３２年度」を「令和２年度」に改める。

附則第３２条第２項中「平成３３年度」を「令和３年度」に改める。

附則第３３条中「平成３５年度」を「令和５年度」に改める。

第２条 前橋市市税条例の一部を次のように改正する。

附則第１５条の６に次の３項を加える。

- 2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車法第４４６条第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）又は法第４５１条第１項若しくは第２項（これらの規定を同条第４項において準用する場合を含む。）の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第２９条の９第３項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。
- 3 県知事は、当分の間、第１項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第１５条の８の規定により読み替えられた第８２条の７第１項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る三輪以上の軽自動車について法附則第２９条の１１の規定によりその例によることとされた法第１６１条第１項に規定する申告書を提出すべき当該三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。
- 4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額

は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

附則第15条の6を附則第15条の6の3とし、附則第15条の5の次に次の2条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第15条の6 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる三輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間(附則第15条の10第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第82条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(日本赤十字社の所有する三輪以上の軽自動車に対する軽自動車税の環境性能割の非課税の範囲の特例)

第15条の6の2 市長は、当分の間、第82条の3の規定にかかわらず、日本赤十字社が所有する三輪以上の軽自動車のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、県が自動車税の環境性能割を課さない自動車に相当するものとして市長が定めるものに対しては、軽自動車税の環境性能割を課さない。

附則第15条の10に次の1項を加える。

3 自家用の三輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第82条の5(第2号に係る部分に限る。)及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

附則第16条の表以外の部分中「附則第30条」を「附則第30条第1項」に改め、「指定」の次に「(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」)という。)」を加え、同条に次の3項を加える。

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第84条の規定の適用については、当該軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第84条第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第84条第2号ア(ウ) a(a)	6,900円	1,800円

第84条第2号ア(ウ) a (b)	10,800円	2,700円
第84条第2号ア(ウ) b (a)	3,800円	1,000円
第84条第2号ア(ウ) b (b)	5,000円	1,300円

- 3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち三輪以上のものに対する第84条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第84条第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第84条第2号ア(ウ) a (a)	6,900円	3,500円
第84条第2号ア(ウ) a (b)	10,800円	5,400円
第84条第2号ア(ウ) b (a)	3,800円	1,900円
第84条第2号ア(ウ) b (b)	5,000円	2,500円

- 4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第84条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第84条第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第84条第2号ア(ウ) a (a)	6,900円	5,200円
第84条第2号ア(ウ) a (b)	10,800円	8,100円
第84条第2号ア(ウ) b (a)	3,800円	2,900円
第84条第2号ア(ウ) b (b)	5,000円	3,800円

附則第16条の2を次のように改める。

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動

車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第85条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第87条から第88条までの規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和元年6月1日から施行する。ただし、第2条並びに附則第5項及び第6項の規定は、同年10月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

2 第1条の規定による改正後の前橋市市税条例（以下「新条例」という。）第39条の6並びに附則第5条の4及び第6条の2の規定は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例第39条の6第1項及び附則第6条の2の規定の適用については、令和2年度分の個人の市民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第39条の6第1項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金（令和元年6月1日前に支出したものに限る。）
附則第6条の2	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は法第31

		4条の7第1項第1号に掲げる寄附金（令和元年6月1日前に支出したものに限る。）
	送付	送付又は前橋市市税条例の一部を改正する条例（令和元年前橋市条例第 号）附則第4項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第1条の規定による改正前の前橋市市税条例附則第6条第3項の規定による同条第1項に規定する申告特例通知書の送付

4 新条例附則第6条第1項から第3項までの規定は、市民税の所得割の納税義務者がこの条例の施行の日以後に支出する地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号。以下この項において「改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に支出した改正法第1条の規定による改正前の地方税法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

5 別段の定めがあるものを除き、第2条の規定による改正後の前橋市市税条例（以下「元年10月新条例」という。）の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

6 元年10月新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。